

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づく情報公開のご案内

(期間 2025 年 5 月 1 日 ～ 2026 年 4 月 30 日)

株式会社セブンティエイトアイティ

2012 年 10 月 1 日「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後に「派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）」を公開することが義務付けられました（法第 23 条第 5 項）

下記に当社における情報提供項目を公開します。

【1】派遣料金等

派遣労働者数（2025 年 4 月 30 日時点の就業者数）	0 人
派遣先数（年間取引企業数）	0 件
マージン率	0%
派遣料金平均金額（1 日 8 時間計算）	0 円
派遣労働者賃金平均額（1 日 8 時間計算）	0 円

※マージンには当社が負担する有給休暇費用、法定福利費、法定外福利費、教育訓練費、運営経費、営業利益が含まれています。

【2】 法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等

- ・労使協定の締結：あり（当該協定の有効期間の終期 2027 年 3 月 31 日）
- ・当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：当事業所にて雇用し派遣就業しているすべての派遣労働者

【3】 教育訓練に関する事項（主たる教育訓練）

教育訓練の種類	対象者	方法	賃金支給	派遣労働者の費用負担	実施主体
入社時研修	新規就労者	OFF-JT	有給	無	派遣元
S E スキル研修	全社員	OFF-JT	有給	無	派遣元
業務スキル研修	全社員	OFF-JT	有給	無	派遣元
情報セキュリティ教育	全社員	OFF-JT	有給	無	派遣元

■キャリアコンサルティングの相談窓口：TEL 082-961-4337 担当 岸本賢治

【4】 その他（福利厚生に関する事項）

- ・定期健康診断（40 歳以上は生活習慣病健診で実施し全額会社負担）
- ・レクリエーション費用補助
- ・選択制確定拠出年金（会社拠出金、運営経費負担）
- ・資格取得受験料補助、合格祝い金
- ・その他、派遣先の指定する福利厚生を利用することができます。

以 上